

新型インフルエンザ（A/H1N1）に関する こども青少年局の対応について（報告）

こども青少年局では、メキシコと米国の一部でブタインフルエンザのヒトへの感染が報道されたことを受けて、「こども青少年局 新型インフルエンザ対策 業務対応マニュアル」に基づき、局内関係課による新型インフルエンザ調整会議、及び対策会議を開催し、対応等について検討してまいりました。

4月30日（木曜日）、市内において新型インフルエンザの疑い例が発生したことを受けて、感染抑制策として、リスクの高い乳幼児及び妊婦の安全の確保を中心に、5月1日（金曜日）の時点で、各区福祉保健センターにおける乳幼児健康診査等の一時休止、地域子育て支援拠点などの親子の居場所を一時休業としました。

なお、保育所については、当面は閉園することをせず保育を継続することとしました。

6月6日（土曜日）、市内で初めての新型インフルエンザ感染者が発生しました。

今回の感染者の行動範囲が限定されていることから、直ちに感染が拡大するおそれは極めて少ないと考えられることから、保育施設等の休園（休業）は行わないこととし、今後の感染拡大の状況等を踏まえ、必要な場合は、あらためて対策を講じていくこととしました。

<措置内容>

1 通所施設

(1) 保育所

社会活動への影響を考慮し、通園している児童等が感染した保育所のみを休園とするなど弾力的な対応とします。

(2) 児童相談所(一時保護所を除く)、地域療育センター、地域子育て支援拠点等

当該施設で感染者が発生した場合には、当該施設での通所利用を休止とします。

2 入所施設

施設自体を閉鎖することはできないため、区福祉保健センターや医療機関等との連携により、施設運営を維持できるよう対応します。

3 各区福祉保健センターにおける乳幼児健康診査等

当該区で複数の感染者が発生した場合の福祉保健センターにおける乳幼児健康診査等の実施については、当該区の感染状況等を勘案しながら、弾力的に検討します。

4 親子の居場所等

当該区で複数の感染者が発生した場合、当該区の感染状況等を勘案しながら、弾力的に検討します。

5 幼稚園

当該園で感染者が発生した場合には、神奈川県学事振興課と連携し、当該園へ休園を要請します。

6 放課後3事業

原則的に学校と一致した対応とします。

参 考

こども青少年局の対応

- 4月28日（火曜日） 第1回こども青少年局新型インフルエンザ調整会議
- (1) こども青少年局事務分掌の確認
 - (2) 施設への情報提供
 - (3) フェーズ4 B（国内発生早期）時の対応
 - (4) 緊急連絡体制
 - (5) 職員の海外渡航の取扱い
- 4月30日（木曜日） 第2回こども青少年局新型インフルエンザ調整会議
- (1) 新型インフルエンザ（H1N1）に対する対応
 - (2) 施設への情報提供
 - (3) 連休時の緊急連絡体制の確認
- 5月1日（金曜日） 第3回こども青少年局新型インフルエンザ調整会議
- (1) 保育園の対応
 - (2) 乳幼児健診、母親教室の対応
 - (3) 連休時の問い合わせ等に対応するための日直体制
- 同 日 第4回こども青少年局新型インフルエンザ調整会議
- (1) 保育園の対応
 - (2) 乳幼児健診、母親教室などの中止
 - (3) 連休時の問い合わせ等に対応するための日直体制
- 同 日 第5回こども青少年局新型インフルエンザ調整会議
- (1) 市新型インフルエンザ対策本部会議の報告
- 5月12日（火曜日） 第6回こども青少年局新型インフルエンザ調整会議
- (1) 一時休止事業の今後の対応
 - (2) 施設への情報提供
- 5月18日（月曜日） 第1回こども青少年局新型インフルエンザ対策会議
- (1) 国内発生（5/16）に伴う情報提供（発熱相談センターの対応等）
 - (2) 国の「基本的対処方針」「確認事項」の内容
 - (3) 市内発生（発生早期、発生拡大）時の対応
 - (4) 施設への情報提供
- 6月6日（土曜日） 第2回こども青少年局新型インフルエンザ対策会議
- (1) 市内発生の状況から、保育施設等の休園（休業）は行わないこととし、保育施設に対し、「保育所等における新型インフルエンザの対応について(第6報)」を送付。

【第6報の主な内容】

- ア 保育施設に対し、入所児童・職員の健康観察及び感染を防ぐため「手洗い・うがい」の一層の励行の徹底
- イ 保護者に対し、毎朝、児童の健康観察をし、発熱などの体調不良の場合は無理な登園は控え、十分休養させるよう依頼